

家庭教育支援法制定推進勢力は どのように新しい世代を取り込んでいるか

—「親学」の性別観と論理構造—

海妻 径子

岩手大学人文社会科学部准教授

「家族主義のパラドクス」

2017年就業構造基本調査によれば、介護離職者は9万9千人にのぼっているという。その8割は女性ということだが、後継世代における少子化・シングル化の進行を考えあわせれば、介護離職者における男性の割合も、今後増加することは容易に推測できる。介護保険の財源が逼迫し利用が抑制される中、自費で介護サービスを購入でき仕事を継続できる高所得者層と、離職せざるを得ず介護終了後も再就職の困難に直面する低所得者層の、格差拡大が懸念される。

伊藤公雄はOECD加盟国での家族支援政策費の対GDP比を比較して「アングロアメリカ社会（「自助」原則による希薄な社会福祉政策国）と、日本・韓国といった東アジアとイタリア・スペイン・ギリシャなどの南欧諸国が、家族政策負担を極端に回避し

ている…これら東アジア諸国と南欧諸国は、家族主義を重視していると自称する傾向が他の社会よりも強い…ちなみに、これらの諸国が急激な少子化社会（高齢化もあわせて）になっていることも、よく知られた事実である」（伊藤2017：163-164）と指摘する。伊藤はイタリアの家族社会学者サラチエーノの「家族主義のパラドクス」という表現を引用しつつ「いわゆる家族主義の諸国は、家族に対する政策的なサポートを十分せず、反対に育児や介護などのケアの労働を「家族（実際は女性たち）」に押し付けてきたのだ…その結果が、女性の「出産ストライキ」と呼ばれた急激な少子化傾向を生み出した」（前出：164）と述べている。家族主義に価値が置かれるがゆえに、政策的サポート無しに育児や介護を担えるゆとりが手に入るまでは婚姻や出産を人々が回避するという「家族主義のパラドクス」は、介護離職者増加の波が男性にまで及びつつある現在、誰の目にもそれがもたらす社会的破綻は明らかなように思える。

しかしこの明らかな破綻を目の前にしてなお、家庭教育支援法制定や憲法24条改悪という、精神主義的・懷古主義的な家族規範引き締めの動きが止まらない。戦後70年以上経つ現在、この家庭教育支援法制定や憲法24条改悪の動きを推進している層においても、戦後以降の家族体験しか持たぬ世代が大半を占めていると思われるが、家庭教育支援法制定の推進勢力の主張はどのように新しい世代を取り込んでいるのだろうか。その推進勢力

かいづま けいこ

お茶の水女子大学大学院博士課程単位取得退学。博士（学術）。専門分野は、ジェンダー研究・男性性研究。青山学院女子短期大学ほか非常勤講師のち、2005年より現職。単著に『近代日本の父性論とジェンダー・ポリティクス』（作品社、2004年）、『ゆらぐ親密圈とフェミニズム』（コモンズ、2016年）、共著に『〈共同研究〉近代世界システムと新自由主義グローバリズム：資本主義は持続可能か?』（作品社、2014年）など。

となつてはいるが、指摘される親学推進協会の言説を検討してみると、単純な伝統的家族規範への固執とは異なる主張もみられる。彼らの主張とはどのようなものであり、どのような層を家庭教育支援法制定や憲法24条改悪の動きへと取り込んでいるのだろうか。

「育児不安」研究の増加と保守層の認識転換

家庭教育支援条例・支援法制定の動き、およびそれに影響を与えたと考えられる「親学」の内容については、友野清文による詳細な検討がおこなわれているが、それによれば「家庭の教育機能の低下」が中教審答申で最初に言及されたのは1981年6月の『生涯教育について』であったという(友野2018)。以後、「家庭の教育力」…ははじめからその「低下」の認識とセットとして考えられてきた(前出:4)ものの、1991年4月に出された答申『新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について』では「仕事が多忙で父親が子どもの教育のことを顧みるゆとりがないのも大きな問題であり、父親をもっと多くの時間家庭に返してくださるように企業・官公庁にお願いする」「育児や教育は母親の役割」という考え方を改め、今後は、両親が家庭教育について常によく話し合い、協力していくことが大切」等の文言が盛り込まれるなど、以後2000年代初頭までの答申では親役割観・ライフスタイルの多様化が前提されていたと、友野は指摘している(前出)。

折しも1980年代末から90年代にかけては、発達心理学や小児保健学の領域で「育児不安」研究が盛んとなった時期であった。これら「育児不安」研究は、母性本能をもつ女性には生得的に育児への適性・十全の遂行能力が備わっているはずであるという、本質主義的性別観に対する実証的な批判となつたと同時に、地域コミュニティから孤立し悩みや不安を抱える親に対する、ソーシャル・サポートの必要性を提示するものでもあった。しかし、女性の就業継続希望に対する尊重や、男性片働きを前提とした社会諸制度と手薄な福祉の組み合

わせが女性や子どもの貧困を生み出すことへの認識、「サポート」が「介入」すなわち貧困層やマイノリティへのマジョリティの価値観の押し付けに転じてしまう境界をめぐる議論、等が十分に確立されぬ中で、社会構築主義的性別観は、「性別役割行動が後天的に学習されるものであるならば、女性達がその役割行動を担うことに疑問や不安・不満を持たぬよう、固定的性別役割観の学習機会を意図的に充実させねばならない」という保守層の認識をも生み出していくことになる。そのような「後天的な固定的性別役割観の学習」の体系化・組織化を、試み実践してきたのが、親学推進協会であると言えるだろう。

「親学」の主張内容と展開過程

親学推進協会のHPによればその設立は2006年12月21日のことであり(親学推進協会2018)、そのわずか一ヶ月後に提出される2007年1月の教育再生会議第一次報告に「教育委員会、自治体及び関係機関は、これから親になる全ての人たちや乳幼児期の子供を持つ保護者に、親として必要な「親学」を学ぶ機会を提供する」というかたちで「親学」という文言が盛り込まれるに至ることになるのだが(友野2018)、「親学」推進運動自体はそれ以前より展開されていた。親学推進協会が提唱する「親学」は、もともと地域活動家の益田晴代や小児科医の高橋えみ子、共励保育園理事長の長田安司らが2001年に設立した「親学会」によって提唱されたものであり¹、胎教や自然分娩、母親による乳幼児期(とりわけ三歳未満)の愛着関係の形成および情操教育の重視を主張する一方で、国際的にみて日本の児童家庭給付費が低いことを問題視したり(親学会2004)、「母親・父親を雇用している会社を訪問し、「子供の発達の特徴」や「親子の関わりの大切さ」を伝え、働き方の見直しに関心を持っていただく」よう働きかけを行う「親学出前講座」の充実(CANPAN FIELS 2010=2018)を図るなど、当初は必ずしも固定的性役割観の再生産だけに問題を収斂させてはいなかつたようである。だ

が「新しい歴史教科書をつくる会」等の活動で知られる高橋史朗が副会長となり、高橋の監修による書籍の出版を重ねる中で、もっぱら三歳児未満保育の否定や父親の権威復活に主張の力点が置かれるようになる。

2011年度に日本財団の活動助成を受けているのを最後に親学会の活動は確認できず（日本財団2011＝2018）、親学会のメンバーであった前出の高橋えみ子や長田安司、脳科学者の福田一郎らが親学推進協会の役員にも含まれているのが確認できることから²、同学会は親学推進協会へと吸収統合されたとみることもできる。だが同協会の上級の役員にはPHP総合研究所社長であった江口克彦、アサヒビール名誉顧問であった中條高徳ら保守的主張で知られる財界人、日本BE研究所所長の行徳哲男のような社員研修会社の経営者などが入っており、親学会から親学推進協会への移行に伴い、資本主義・企業文化に対する批判を提起しづらい方向へと、組織が変わったことは確かなようである。

他方で日本保育協会女性部長の山田和子、全日本私立幼稚園連合会長の吉田敬岳など、幼児教育・保育職の全国規模の職能団体役員もまた同協会の上級役員に組み込まれており、中級クラスの役員にも幼稚園の理事長・園長が散見される。同協会HPには「2016年3月末までに職員の方が親学アドバイザーの資格を取得された保育園、保育所、幼稚園のうち、掲載の許可をいただいた園」として全国13都府県の233園が掲載されている（親学推進協会2018）。親学アドバイザー取得には80分～100分の講義4回からなる「親学基礎講座」と、90分の講義4回と120分の演習2回からなる「親学アドバイザー認定講座」を受講した者に対し、同協会が受講態度や講座終了後に提出するレポートなどを総合的に評価し資格認定するとなっており、手軽な職員研修として利用する保育園・幼稚園も少なくないのかもしれない。だが女性の職業継続希望を「育児という面倒くさいことを避けようとしている」ととらえ、乳児期の母子の密着を美化して三歳児未満保育を否定する「親学」が、幼児教育・保

育職の研修として広がりつつあるのは、実に憂慮すべき事態ではないだろうか。

進む疑似科学研修の制度化

「親学」では「母性本能は後天的なものである」（親学会2006：224）等、社会構築主義的な性別観がしばしば示唆される。むしろ社会構築主義的な性別観にたつがゆえに、親というものの入り口に立ったばかりの乳幼児の親に対し、幼児教育・保育職からの働きかけを通じて後天的に固定的性別役割観を学習させ、その後の親たちのライフコース選択をより固定的性別役割観に沿うものへと誘導しよう（および、そのような固定的性別役割観を持つ親に育てられた子どもたちもまた、ゆくゆく固定的性別役割観を学習し内面化することを期待する）というプロジェクトが、「親学」なのである。

本質主義的性別観ではない「親学」を、固定的性別役割観と結びつける「糊」の役割をしているのは、主として脳科学である。脳が胎児期から乳児期、とりわけ生後一年以内までに驚異的なスピードで基底的な機能を発達させていくことが脳科学の知見として紹介され、したがってこの時期における脳への刺激は重要であり、ゆえに妊娠（期間中の胎教）・授乳（の際における見つめあい）という行為を介して最も胎児・乳児に刺激を与える母親の役割は、重要かつ他者には代替不可能、と説明される（親学会2004、2006）。しかしこの重要性の認識は本能的に認識されるものではないため、「親学」の学習を通じて後天的に獲得される必要がある、と主張されていくのである³。

脳が、胎児期から乳児期に驚異的なスピードで機能を発達させていくこと自体は確かであろうが、だから母親による刺激しか脳の発達に有用ではない、ということにはならないし、ましてや母親以外による三歳児未満保育が脳の発達を阻害するということが証明されるわけではない。「親学」は実証主義的な発達心理学・小児保健学の議論とはかみあわず、したがって今日に至るまで日本学術会議協力学術研究団体の刊行物のような、いわゆる学術

雑誌への「親学」提唱の論文掲載はほぼみられない⁴。にもかかわらずそのような疑似科学が、親が親となった初期の頃に出会い彼らへのソーシャル・サポートの重要な担い手であるはずの、幼児教育・保育職の研修として、徐々に制度化しつつある。

地域で孤立し悩みを抱える親に対するソーシャル・サポートの必要性自体は誰にも否定しようがない中で、家庭教育支援条例の地方自治体への一層の拡大や家庭教育支援法が成立するようになれば、「国及び地方公共団体は、家庭教育支援に関する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるよう努めるものとする（家庭教育支援法案十二条）」との規定にもとづき、「親学」研修の制度化が加速される懸念はぬぐえない。幼児教育業界における根強い母性愛称賛文化や、少子化による定員割れの危機への対応として保育所との一元化や長時間保育ニーズへの対応を迫られることに対する幼稚園関係者の不満などが、実証主義的な真贋を超えた「オルタ・ファクト」としての「親学」研修へと、経営者層を中心に幼児教育・保育職従事者を向かわせているのかもしれない。だがそれは、幼児教育・保育職の実証科学に基づく専門職性を、自ら否定する行為に他ならない。

「親学」が不可視化している男性たち

「親学」が制度化されていく影響は、母親が就業継続希望をくじかれたり、罪悪感を抱かざるばかりに留まるものではない。既述したように当初の「親学」の主張には企業への長時間労働の見直し要求も含まれており、近年でも父親の育児に対する無関心自体には否定的である。だが女性の職業継続希望を育児忌避とらえ乳児期の母子の密着を絶対視するため、結局「親学」の提唱する父親の育児へのかかわりはそれらと相補的な行為、すなわち「十歳以降」の子どもに「我慢や社会規範の厳しさを教える」というものに収斂してしまう⁵。高橋史朗は「父親に母性的な保育をやらせるという誤った政策を転換して、父親本来の役割をきちんと果たすことを促す必要があります」（親学会2004：311）と明

言しているが、「親学」では「健康で母乳も豊富な母親を出勤させて、父親に育児休業を取らせるなど本末転倒」「家庭によっては母親の収入が父親よりも多いところも…父親の権威を高めるため、父親が経済的に家族を支えていると教え込むことも大切」（親学会2006：241,252）等の主張が展開されている。子どもに我慢や厳しさを教えるためには父親に権威が必要であり、その権威は母親の経済的従属を通じてこそ子どもに認識されるのだという論理で、「無職男性も低収入男性も安心して子どもを持つ社会」は目指されることなく、母親抜きで子どもを育てるゲイ・ファーザーやシングル・ファーザーの存在は無視され、虚構を用いてでも「男性稼ぎ主」役割観を維持することが主張されるのである。

「親学」は、就労のような経済活動よりも育児やケアが重要だと主張するが、それは女性の就労や米国に代表される「はきちがえた自由主義」の人々による経済活動のことであり、日本人男性の就労にかぎっては社会への貢献や家族のための犠牲として捉え、むしろ子どもにそのような父親の犠牲へ思いをさせさせることが、より良い親子関係構築であると主張する。親学推進協会が近年力を入れているのが子どもから親への感謝の思いをうたう「親守詩」の大会を開催することであり、東日本大震災で福島から埼玉に避難した中学生による詩「遠くの地一人がんばる父恋し」を埼玉県知事賞にするなど、「親子の絆」顕彰の動きをすすめている（高橋2013）のはその一例である。

だが本稿冒頭に述べたような、介護離職した息子が親への複雑な思いをうたって「親守詩」大会に寄せたとき、それはどう評価されるのであろうか。女性のみならず、「親学」が不可視化している男性たちがもっと声をあげること。そのことこそが「親学」の論理の破綻を明らかにし、家庭教育支援法制定などの懐古主義的家族規範引き締めの動きを止める、大きな力になっていくのではないだろうか。■

《注》

- 1 管見の限り、国内刊行書籍で最も早く「親学」という概念を提唱したのは、経営コンサルタントの鈴

- 木丈織が1994年の著書に「親学・育児革命シリーズ」と副題をつけたものであるが、そこで提唱された「親学」は自己啓発・コーチングのノウハウと育児スキルの接合をはかるもので、対称的性役割観などはみられるものの、親学推進協会が提唱する「親学」とは必ずしも同じではない。鈴木は現在もNPO法人アティスカウンセリング協会（同協会HPによれば、2001年に「親学カウンセリング協会」として設立したものを、2003年にNPO法人認証に伴い改称）で「親学カウンセラー」の養成・認定事業をおこなっているが、同協会と親学推進協会、および後述する親学会との人的交流は管見の限り確認できなかった。
- 2 親学推進協会の役員については、『高橋史朗の第三の教育シリーズ1～3』（高橋ほか2007, 2008）および親学推進協会HPで確認した。
 - 3 加えて、不規則な生活リズムやテレビゲームのやり過ぎによる脳機能の乱れが不登校等の要因になっている可能性があるとの脳科学の議論が紹介された上で、そのような子どもの生活リズムの乱れを生じさせているのは母親の就労であるとの論理で、固定的性役割観を肯定する、という言説も「親学」では頻出する（高橋ほか2007）。
 - 4 ただし日本家庭教育学会においては、刊行物『家庭フォーラム』に2008年と2013年に高橋史朗の寄稿がみられる。
 - 5 「親学」においては、諸外国において「就労よりも育児が優先されている」証左として、当該国の育児休業期間の長さに言及されることもしばしばあるが、その休業を男性も取得でき、かつ日本に比べて男性の取得率が高いことには、まったくふれられず、日本において三歳未満保育が拡大していることおよび女性の就業継続が非難される、という論理構造となっている（親学会2006、高橋2007）。

《参考文献》

- アティスカウンセリング協会HP（検索日2018年8月10日）(<http://www.atys.org/nintei.html>) CANPAN FIELDS（検索日2018年8月10日）
 「団体情報 親学会」(<http://fields.canpan.info/organization>

zation/detail/1372621571 最終更新日2010年10月25日)伊藤公雄(2017年)「イデオロギーとしての「家族」と本格的な「家族政策」の不在」本田由紀・伊藤公雄編『国家がなぜ家族に干渉するのか 法案・政策の背後にあるもの』青弓社

日本財団「日本財団図書館 団体一覧」（検索日2018年8月10日）(http://nippon.zaidan.info/dantai/373937/dantai_info.htm 最終更新日2010年11月9日)

2018/5/17

木村涼子（2017年）『家庭教育は誰のもの？—家庭教育支援法はなぜ問題か』岩波ブックレット

中里見博・能川元一・打越さく良・立石直子・笛沼弘志・清末愛砂（2018年）『右派はなぜ家族に介入したがるのか 憲法24条と9条』大月書店

親学会編、高橋史朗監修（2004年）『親学のすすめ—胎児・乳幼児期の心の教育』モラロジー研究所

親学会編、高橋史朗監修（2006年）『続・親学のすすめ—児童・思春期の心の教育』モラロジー研究所

親学推進協会HP（検索日2018年8月10日）(<http://oyagaku.org/>)

高橋史朗・森昭雄・桑原清四郎・有田秀穂・三池輝久（2007年）『高橋史朗の第三の教育シリーズ1 親が育てば子供は育つ—脳科学が後押しする親学のすすめ』MOKU出版、2007年

高橋史朗（2007年）『高橋史朗の第三の教育シリーズ2 これで子供は本当に育つか—過激な性教育とジエンダー・フリーの実態』MOKU出版

高橋史朗・櫻井よしこ・岡野俊昭・山下泰裕・山谷えり子・長谷川三千子・田下昌明・西館好子・上田清司（2008年）『高橋史朗の第三の教育論シリーズ3 親学対談』MOKU出版

高橋史朗（2012年）『家庭教育の再生 今なぜ「親学」「親守詩」か』明成社

高橋史朗（2013年）『日本の精神的伝統に基づく「親学」の推進を—「親守詩」で親子絆を取り戻そう』『祖国と青年』5月号 日本協議会

友野清文（2018年）『改定教育基本法制下における家庭教育の政策動向について—家庭教育支援条例・家庭教育支援法案・「親学」をめぐって—』『学苑』No.929 昭和女子大学近代文化研究所

